

議員提出議案第 34 号

中国による沖縄に関する不当な発言及び情報発信に抗議する決議

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 12 月 15 日

提出者 友 寄 永 三

賛成者 東内原 とも子

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

中国政府及び中国国連代表部に対し、沖縄に関する事実に基づかない発言及び情報発信を直ちに是正するとともに、国際社会において誤解を招く主張を行わないよう、断固として抗議するため。

中国による沖縄に関する不当な発言及び情報発信に抗議する決議

令和7年（2025年）10月18日、国連総会第3委員会において、中国の国連大使が日本に対し、「沖縄人などの先住民族に対する偏見と差別をやめるよう求め」と発言した。さらにその後、中国外務省報道官や中国国営メディアにおいても、アイヌと琉球を並列に扱い、日本が先住民族の権利を侵害しているとする主張や、沖縄の日本への帰属に疑義を呈する趣旨の発信が繰り返されている。

しかしながら、現在、日本国政府が法的に先住民族として認定しているのはアイヌ民族のみであり、「沖縄人」あるいは「沖縄の人々」を先住民族と位置付ける公式な法的根拠は存在しない。沖縄県民は日本国憲法の下で日本国民として平等な権利と義務を有し、地方自治の制度のもとで自らの代表を選び、政治に参加している。

このような日本の法制度及び沖縄県民の実情と整合しない主張が、国連の公式の場や国営メディア等を通じて繰り返し発信されることは、沖縄県民の法的地位や社会的実情について国際社会に誤解を生じさせるのみならず、地域の安定と信頼を損なうおそれがある。

とりわけ、沖縄県の一部を構成し、国境地域に位置する石垣市において生活する市民の立場から見ても、こうした発言や情報発信は、地域の実情を顧みない一方的なものであり、看過することはできない。

よって、石垣市議会は、中国政府及び中国国連代表部に対し、沖縄に関する事実に基づかない発言及び情報発信を直ちに是正するとともに、国際社会において誤解を招く主張を行わないよう、断固として抗議する。

以上、決議する。

令和7年12月15日

石垣市議会

宛先 中華人民共和国国家主席、中華人民共和国国連常駐代表、
中華人民共和国駐日本国特命全権大使